

10～16 個別間接税関係

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの消費税及び酒税以外の間接税の申告又は処理による課税実績を示したものである。ただし、印紙税については平成13会計年度内の現金納付に係る分を示している。

10 たばこ税及びたばこ特別税

- 1 たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。
- 2 製造たばことは、葉たばこを原料とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に使用できる状態に製造されたものをいう。

たばこ税及びたばこ特別税の税率		
	たばこ税	たばこ特別税
喫煙用の製造たばこ	2,716円/1,000本	820円/1,000本
第一種 紙巻たばこ		
第二種 パイプたばこ (1グラム)		
第三種 葉巻たばこ (1グラム)		
第四種 刻みたばこ (2グラム)		
かみ用の製造たばこ (2グラム)		
かぎ用の製造たばこ (2グラム)		

11 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている課税石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率	
課税石油ガス	17円50銭/1kg

12 石油税

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率	
原油及び石油製品 (国産のものは採取場からの移出数量、輸入品は保税地域からの引取数量)	2,040円/1kl
ガス状炭化水素 ()	
{ 国産天然ガス及び輸入LNG	720円/1t
{ 輸入LPG	670円/1t

13 揮発油税及び地方道路税

- 揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。
- 揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油（炭素と水素のみからなる各種の炭化水素を主成分とする混合物）をいう。

揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税 の 税 率

揮発油（揮発油税）	48,600円／1kℓ	} 53,800円／1kℓ
〃（地方道路税）	5,200円／1kℓ	

14 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印 紙 税 の 税 率

（印紙税法《別表第一》より抜粋）

1 不動産の譲渡、消費貸借又は運送に関する契約書	4 預貯金証書又は保険証券
記載金額1万円未満 非課税	1通につき 200円
記載金額1万円以上 200円～60万円	5 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書
記載金額のないもの 200円	記載金額3万円未満 非課税
2 請負に関する契約書	記載金額3万円以上 200円～20万円
記載金額1万円未満 非課税	記載金額のないもの 200円
記載金額1万円以上 200円～60万円	6 預貯金通帳、信託通帳又は保険料通帳
記載金額のないもの 200円	1冊1年につき 200円
3 約束手形又は為替手形	7 その他の通帳
記載金額10万円未満 非課税	1冊1年につき 400円
記載金額10万円以上 200円～20万円	8 判取帳
一覧払のもの 200円	1冊1年につき 4,000円

（注）不動産の譲渡・請負（建設工事に係るものに限る。）に関する契約書で、記載金額が1,000万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成15年3月31日までに作成されるものについては、税率が軽減されている。

15 航空機燃料税

- 航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。
- 航空機燃料とは、航空機の燃料用に供される炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）をいう。

航 空 機 燃 料 税 の 税 率

航空機燃料	26,000円／1kℓ
-------	-------	-------------

（注）次の路線航空機に積み込まれる航空機燃料（その路線で消費した部分に限る。）については、税率が軽減されている。

沖縄路線航空機	13,000円／1kℓ（平成9年7月1日から平成19年3月31日まで）
特定離島路線航空機	19,500円／1kℓ（平成11年4月1日から平成15年3月31日まで）

16 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電 源 開 発 促 進 税 の 税 率

販 売 電 気.....	445円/1,000kw時
--------------	---------------